

資料 4 - 1

令和 8 年度病床数適正化緊急支援事業について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

令和 8 年 8 月 19 日

1 令和8年度病床数適正化緊急支援事業の概要

事業の目的

- 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、**診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な負担が生じるため支援**を行う。

支給対象等

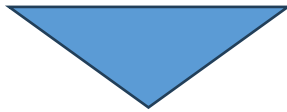
- 医療機関（病院・有床診療所）が国要綱に示す要件を満たした上で削減する病床
- 4,104千円／床**（ただし、**休床の場合は、2,052千円／床**）
 - ※ **本事業における「休床」**とは、本事業申請時に**休棟中の病棟の病床**をいう。
（既に削減済の病床は、病床削減時に休棟中の病床）

スケジュール

- 第1回申請受付期間（医療機関から県への提出）
令和8年6月23日（火）～令和8年7月14日（火）
※都道府県から国への提出期限：令和8年8月24日（月）

2 基準病床数への影響

- 令和8年4月8日国通知（病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知））では、**本事業で削減された病床分（対象病床：一般病床、療養病床及び精神病床）は、「不可逆的措置として医療計画で定める基準病床数を削減する」とされている。**
- 本事業実施による**基準病床数の引下げ**については、申請や支払時期と病床削減実施時期が異なることから、少なくとも来年度の事業終了後、**令和9年度上半期までの間で各都道府県において基準病床数の引下げ**を行う。



今後国の動向を踏まえつつ、
第8次保健医療計画中間見直し発表（令和9年3月）後の
令和9年度上半期に別途減算した基準病床を示すこととしたい。

3 事業実施にあたっての県としての取扱い -本県の考え方-

- 本事業に係る医療機関からの申請は、国が示す要綱に基づき、県が認定することになる。特定の場合（下記参照）「病床削減」という地域医療に一定の影響を与えうる事象であることに鑑み、**全ての申請を地域医療構想調整会議等での協議の対象**として取り扱う。
- このため、**申請内容は県で資料（一覧）化し、会議は公開**で行う。
- また、病床削減に伴う地域の受け止めに配慮し、県への申請内容は、神奈川県 HP で公表する。
- なお、国が定める**「特定の場合」**は次のとおりであり、①、②、③の場合は、地域医療構想調整会議等の際に、**特に留意して協議し、④、⑤の場合は給付の対象外とする。**

*（①、②、③の場合は、会議へ申請者の出席を求めることも想定）

【国が定める「特定の場合」】

- ① 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ② 1 医療機関で100床以上削減をする場合
- ③ その他、都道府県において議論が必要と認める場合（例：過去10年間で病床整備事前協議で配分を受けた医療機関、事業承継により引き継いだ病床 等）
- ④ 本補助事業の申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合や削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む）場合
- ⑤ 令和9年3月31日時点においては廃院する予定の場合

4 精神病床削減に係る申請状況

【精神病床削減に係る申請状況】 ※過去に削減されたものも含む

○申請医療機関数：13病院（うち県所管域：5病院、政令市域：8病院）

○削減病床数：462床

（参考：県下の状況）

既存精神病床数：12,895床（R8.4.1） 精神科病院：69病院

（機能別病床数※県任意様式での回答）

精神一般： 220床

急性期治療： 16床

精神療養： 128床

認知症治療： 78床

地域移行機能病棟： 20床

【指定病床・応急指定病床】

削減無し